

愛川町新規就農者支援家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規就農者の経済的な負担の軽減及び農業の中核的な担い手となるための安定した農業経営基盤の確立を図り、地域農業の振興に資するため、愛川町内における新規就農者に対し新規就農者支援家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「新規就農者」とは、愛川町内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当し、農用地利用集積計画の利用権設定開始日から5年以内の者とする。

- (1) 認定就農者又は認定農業者
- (2) 農業所得を主として生計を維持している者
- (3) 年齢が、45歳未満である者
- (4) 町内に転入した者又は町内で親元就農から独立した者

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、研修等を通して得た知識や経験等を有するとともに、新規就農者のうち、町内に居住し家賃を支払っており、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、農用地利用集積計画の利用権設定した農地を耕作していること。
- (2) 借家の賃貸借契約を締結している者
- (3) 本町の住民基本台帳に登録があり、町内に居住している者
- (4) 1戸建て借家及びアパート、マンション等の住宅に居住し、間借り利用していないこと。
- (5) 町税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者
- (6) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有しないと認められる者

(助成期間)

第4条 助成期間は、初年度申請から5年間とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、新規就農者一世帯につき支払った家賃月額額の2分の1以内とし、月額30,000円を限度とする。ただし、算出した1月当たりの補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、愛川町新規就農者支援家賃補助金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて、年度ごとに町長に申請しなければならない。

- (1) 住宅の賃貸借契約書
 - (2) その他町長が必要と認める書類
- (交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、その結果を愛川町新規就農者支援家賃補助金交付決定通知書(第2号様式)又は愛川町新規就農者支援家賃補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 交付決定者は、第5条の申請内容について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに愛川町新規就農者支援家賃補助金変更交付申請書(第4号様式)を町長に提出するものとする。

- (1) 借家等を変更するとき。
- (2) 家賃の額を変更するとき。
- (3) 入居期間を変更するとき。
- (4) 助成期間を変更するとき。
- (5) その他申請内容に変更が生じたとき。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更申請の内容が適切であると認めたときは、愛川町新規就農者支援家賃補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者は、補助金の交付決定期間のうち当該年度の4月分から9月分までを前期分とし、10月分から3月分を後期分として、前期分は9月末日までに、後期分は3月末日までに、愛川町新規就農者支援家賃補助金に係る交付請求時に家賃を支払ったことを証明する書類を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が町外に転出したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めるとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項に規定する事実を確認したときは、補助金取消決定を行い、愛川町

新規就農者支援家賃補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、交付を受けた者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 町長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。